

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年8月7日

【届出者の名称】 株式会社SANKYO
(登記社名 株式会社三共)

【届出者の所在地】 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

【電話番号】 03(5778)7777(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員管理本部長 大島洋子

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社SANKYO
(東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注2) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注3) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

第1 【公開買付要項】

1 【買付け等をする上場株券等の種類】

普通株式

2 【買付け等の目的】

当社は、株主の皆様への利益の還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置付けております。配当政策につきましては、連結の親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向25%を目安とした利益配分指針とし、配当の継続的な増加を目指しており、1991年の上場以来一度も減配することなく、継続的かつ安定的に利益還元を実施しております。当該方針に基づき、2019年3月期においては、当社普通株式(以下「当社株式」といいます。)1株当たり150円(うち中間配当75円)の配当を実施し、2020年3月期においても、1株当たり150円(うち中間配当75円)の配当を予定しております。また、当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主への一層の利益還元を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

これまで当社は、株主還元の充実及び資本効率の向上を図るために自己株式の取得を行っており、具体的には、2008年6月13日の開催の取締役会において2008年6月16日から2009年3月31日を取得期間として2,000,000株、総額17,000,000,000円の自己株取得を決議し、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けの方法及び市場買付けの方法により1,000,000株を7,324,126,000円で、2010年6月11日開催の取締役会において2010年6月14日から2010年12月30日(2010年12月7日の取締役会決議にて2011年6月13日までに変更。)を取得期間として3,000,000株、総額15,000,000,000円の自己株取得を決議し、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けの方法及び市場買付けの方法により2,830,700株を12,080,726,489円で、2015年2月3日開催の取締役会において2015年2月4日から2015年3月25日を取得期間として6,000,000株、総額30,000,000,000円の自己株取得を決議し、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けの方法により6,000,000株を27,870,000,000円で、2015年2月5日開催の取締役会において2015年2月6日を取得日として2,000,000株、総額8,760,000,000円の自己株取得を決議し、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けの方法により2,000,000株を8,760,000,000円で、2015年7月7日開催の取締役会において2015年7月8日から2015年12月31日を取得期間として4,700,000株、総額20,000,000,000円の自己株取得を決議し、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けの方法及び市場買付けの方法により4,453,000株を19,999,982,500円で、それぞれ取得しております。

かかる資本政策の基本的な方針を背景として、当社は2018年10月下旬に、更なる株主還元及び資本効率の向上を目的として自己株式の取得について検討を開始いたしました。その結果、当社は、当社株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益(EPS)の向上や自己資本当期純利益率(ROE)など資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がること、大株主が所有する当社株式を取得するのであれば、流動性を損ねることなく比較的短期間に相当規模の自己株式を取得できると判断し、2018年10月下旬、当社株式を28,346,000株(所有割合(注)34.92%)所有し当社の主要株主である筆頭株主の株式会社マーフコーポレーション(以下「マーフコーポレーション」といいます。マーフコーポレーションは、当社の代表取締役会長である毒島秀行が議決権の100%を所有する資産管理会社であり、同氏が、マーフコーポレーションの代表取締役を兼務するとともに、当社の監査役である石山俊明が同社の取締役を兼務しております。)に対して、その所有する当社株式の一部の当社への売却を打診したところ、2018年10月下旬に、マーフコーポレーションより当社株式を売却することの可否について検討する旨の回答を得ました。

(注) 所有割合とは、当社が2019年8月6日に公表した「2020年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2019年6月30日現在の当社の発行済株式総数(89,597,500株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(8,422,134株)を控除した株式数(81,175,366株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。)をいいます。

そこで、当社は、マーフコーポレーションより当社株式を取得することを前提に、自己株式の具体的な取得方法を検討した結果、2018年10月下旬に、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、公開買付けの方法が最も適切であると判断いたしました。また、2018年10月下旬に、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社株式の適正な価格として、市場価格を参考にすべきであると考えました。その上で、当社は2018年10月下旬に、本公開買付けに応募せずに、当社株式を所有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが望ましいと判断し、2019年1月中旬に、マーフコーポレーションに対して、東京証券取引所市場第一部における当社株式の市場価格より一定のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募可否について打診したところ、2019年6月下旬に、応募株式数については2,000万株程度とし応募を前向きに検討する旨の回答が得られました。

これを受けて、当社は、過去の自己株式の公開買付けの他社事例において決定された公開買付けの市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付けのディスカウント率について検討した後、2019年7月中旬に、本公開買付けの具体的な条件についてマーフコーポレーションと協議し、2019年7月下旬に、短期的な価格変動の影響を受けず、かつ直近の業績が十分に織り込まれていると考えられることから、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日(2019年8月5日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の単純平均値を基準として10%程度ディスカウントした価格を買付け価格とする公開買付けの実施についてマーフコーポレーションに提案したところ、マーフコーポレーションは、上記条件にて公開買付けを実施するのであれば、その所有する当社株式の一部である20,000,000株(所有割合24.64%)を本公開買付けに応募する意向を表明しました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、2019年8月6日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、及び本公開買付け価格を本公開買付けの実施にかかる取締役会決議日の前営業日(2019年8月5日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の単純平均値3,807円(小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。)に対して10.01%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。)のディスカウントを行った価格である3,426円とすることを決議いたしました。

上記取締役会においては、当社代表取締役会長である毒島秀行を除くすべての取締役が上記の決議に参加し、決議に参加した取締役の全員一致により本公開買付けを実施することを決議するとともに、当社監査役である石山俊明を除く監査役全員から、本公開買付けを実施することに異議がない旨の意見が述べられております。なお、当社代表取締役会長である毒島秀行は、マーフコーポレーションの議決権の100%を所有するとともに同社の代表取締役を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有することから、本公開買付けに関する事前の協議及び交渉には当社の立場からは参加しておらず、当社取締役会における審議及び決議にも参加していません。また、当社監査役である石山俊明は、マーフコーポレーションの取締役を兼務しているため、利益相反の疑いを回避し、当社における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、本公開買付けに関する当社取締役会における審議に参加しておらず、当社取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

本公開買付けは、マーフコーポレーション以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、マーフコーポレーションが応募を予定している20,000,000株(所有割合24.64%)を上回る22,000,000株(所有割合27.10%)を買付け予定数の上限としております。

本公開買付けの買付け資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、2019年3月末時点における当社連結ベースの現金及び預金の残高は約1,048億円(当社の第54期有価証券報告書における公表値)であり、現金及び現金同等物の残高は約2,742億円(当社の第54期有価証券報告書における公表値)である一方で、2019年6月末現在における当社連結ベースの現金及び預金の残高は約1,158億円(当社が2019年8月6日に公表した「2020年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」における公表値)であり、現金及び現金同等物の残高は約2,702億円となることから、自己資金の一部を買付け資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保できるものと考えており、当社の財務健全性及び安定性は今後も維持できるものと考えております。なお、本公開買付けにより22,000,000株を取得した場合には、当社の1株当たり当期純利益(EPS)は2019年3月期ベースで226.17円(実績値は164.88円)、自己資本当期純利益率(ROE)は2019年3月期ベースで5.1%(実績値は4.0%)となり、株主の皆様に対する利益還元及び資本効率の向上に資するものと考えております。

当社は、マーフコーポレーションとの間で2019年8月6日付で、マーフコーポレーションが所有する当社株式28,346,000株(所有割合34.92%)の一部である20,000,000株(所有割合24.64%)を本公開買付けに応募するとともに8,346,000株については応募しない旨の公開買付応募契約を締結しており、かかる応募の前提条件は存在しません。マーフコーポレーションによれば、本公開買付けに応募しない8,346,000株(所有割合10.28%)については現時点において売却する予定はなく、本公開買付け後もマーフコーポレーションは引き続き当社の主要株主である筆頭株主であり、毒島秀行は今後も当社の代表取締役会長として、引き続き当社の経営に関与し続ける予定です。

当社が本公開買付けにより取得した自己株式については、本公開買付け終了後に消却する予定であり、その詳細につきましては、決定次第速やかにお知らせいたします。

3 【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

(1) 【発行済株式の総数】

89,597,500株(2019年8月7日現在)

(2) 【株主総会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

(3) 【取締役会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
普通株式	22,000,100	75,372,342,600

(注) 取得する株式の総数の発行済株式の総数に占める割合は、24.55%です(小数点以下第三位を四捨五入しております)。

(4) 【その他()】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

(5) 【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

4 【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

買付け等の期間	2019年8月7日(水曜日)から2019年9月4日(水曜日)まで(20営業日)
公告日	2019年8月7日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格等】

上場株券等の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき、金3,426円
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社株式の適正な価格として、市場価格を参考にすべきであると考えました。その上で、当社は2018年10月下旬に、本公開買付けに応募せずに、当社株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが望ましいと判断し、2019年1月中旬に、マーフコーポレーションに対して、東京証券取引所市場第一部における当社株式の市場価格より一定のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募可否について打診したところ、2019年6月下旬に、応募株式数については2,000万株程度とし応募を前向きに検討する旨の回答が得られました。</p> <p>これを受けて、当社は、過去の自己株式の公開買付けの他社事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付けのディスカウント率について検討した後、2019年7月中旬に、本公開買付けの具体的な条件についてマーフコーポレーションと協議し、2019年7月下旬に、短期的な価格変動の影響を受けず、かつ直近の業績が十分に織り込まれていると考えられることから、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日(2019年8月5日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の単純平均値を基準として10%程度ディスカウントした価格を買付価格とする公開買付けの実施についてマーフコーポレーションに提案したところ、マーフコーポレーションは、上記条件にて公開買付けを実施するのであれば、その所有する当社株式の一部である20,000,000株(所有割合24.64%)を本公開買付けに応募する意向を表明しました。</p> <p>以上の検討及び判断を経て、当社は、2019年8月6日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、及び本公開買付価格を本公開買付けの実施にかかる取締役会決議日の前営業日(2019年8月5日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の単純平均値3,807円に対して10.01%のディスカウントを行った価格である3,426円とすることを決議いたしました。</p> <p>本公開買付価格3,426円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である2019年8月6日の前営業日(同年8月5日)の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値3,655円から6.27%、同年8月5日までの過去1ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値3,807円から10.01%、同年8月5日までの過去3ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値4,058円から15.57%をそれぞれディスカウントした金額となります。</p> <p>また、本公開買付価格3,426円は、本書提出日の前営業日(2019年8月6日)の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値3,630円に対して5.62%をディスカウントした金額となります。</p>

	<p>なお、当社は2015年2月5日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けの方法により当社株式6,000,000株を1株につき4,645円で取得しており、本公開買付価格3,426円とは1,219円の差額が生じております。また、当社は、2015年2月6日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けの方法により、当社株式2,000,000株を1株につき4,380円で取得しており、本公開買付価格3,426円とは954円の差額が生じております。加えて、当社は2015年7月8日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けの方法により、当社株式1,294,500株を1株につき4,365円で取得しており、本公開買付価格3,426円とは939円の差額が生じております。これらは、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)に係る取得価格が取得日の前営業日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値で決定されているのに対し、本公開買付価格は、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日(2019年8月6日)の前営業日である2019年8月5日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の単純平均値3,807円を基準としており、当該価格は上記の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による取得価格から12.78%から18.04%下落していることと、さらに、10.01%のディスカウントを行った価格としているためです。</p> <p>さらに当社は、2015年7月16日から2015年10月8日にかけて東京証券取引所における市場買付けの方法により当社株式3,158,500株、総額14,349,490,000円の自己株式の取得を行っております。取得価格は各取得日の市場価格となりますが、単純平均値は1株につき4,543円(小数点以下四捨五入)となり、本公開買付価格とは1,117円の差額が生じております。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>当社は、株主の皆様への利益の還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置付けております。配当政策につきましては、連結の親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向25%を目安とした利益配分指針とし、配当の継続的な増加を目指しております。また、当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主への一層の利益還元を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。</p> <p>かかる資本政策の基本的な方針を背景として、当社は2018年10月下旬に、更なる株主還元及び資本効率の向上を目的として自己株式の取得について検討を開始いたしました。その結果、当社は、当社株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益(EPS)の向上や自己資本当期純利益率(ROE)など資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながることで、大株主が所有する当社株式を取得するのであれば、流動性を損ねることなく比較的短期間に相当規模の自己株式を取得できると判断し、2018年10月下旬、当社株式を28,346,000株(所有割合34.92%)所有し当社の主要株主である筆頭株主のマーフコーポレーションに対して、その所有する当社株式の一部の当社への売却を打診したところ、2018年10月下旬に、マーフコーポレーションより当社株式を売却することの可否について検討する旨の回答を得ました。</p> <p>そこで、当社は、マーフコーポレーションより当社株式を取得することを前提に、自己株式の具体的な取得方法を検討した結果、2018年10月下旬に、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、公開買付けの方法が最も適切であると判断いたしました。また、2018年10月下旬に、本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社株式の適正な価格として、市場価格を参考にすべきであると考えました。その上で、当社は2018年10月下旬に、本公開買付けに応募せずに、当社株式を所有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが望ましいと判断し、2019年1月中旬に、マーフコーポレーションに対して、東京証券取引所市場第一部における当社株式の市場価格より一定のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募可否について打診したところ、2019年6月下旬に、応募株式数については2,000万株程度とし応募を前向きに検討する旨の回答が得られました。</p> <p>これを受けて、当社は、過去の自己株式の公開買付けの他社事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付けのディスカウント率について検討した後、2019年7月中旬に、本公開買付けの具体的な条件についてマーフコーポレーションと協議し、2019年7月下旬に、短期的な価格変動の影響を受けず、かつ直近の業績が十分に織り込まれていると考えられることから、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日(2019年8月5日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の単純平均値を基準として10%程度ディスカウントした価格を買付価格とする公開買付けの実施についてマーフコーポレーションに提案したところ、マーフコーポレーションは、上記条件にて公開買付けを実施するのであれば、その所有する当社株式の一部である20,000,000株(所有割合24.64%)を本公開買付けに応募する意向を表明しました。</p>

	<p>以上の検討及び判断を経て、当社は、2019年8月6日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、及び本公開買付け価格を本公開買付けの実施にかかる取締役会決議日の前営業日(2019年8月5日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の単純平均値3,807円に対して10.01%のディスカウントを行った価格である3,426円とすることを決議いたしました。</p> <p>上記取締役会においては、当社代表取締役会長である毒島秀行を除くすべての取締役が上記の決議に参加し、決議に参加した取締役の全員一致により本公開買付けを実施することを決議するとともに、当社監査役である石山俊明を除く監査役全員から、本公開買付けを実施することに異議がない旨の意見が述べられております。なお、当社代表取締役会長である毒島秀行は、マーフコーポレーションの議決権の100%を所有するとともに同社の代表取締役を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有することから、本公開買付けに関する事前の協議及び交渉には当社の立場からは参加しておらず、当社取締役会における審議及び決議にも参加しておりません。また、当社監査役である石山俊明は、マーフコーポレーションの取締役を兼務しているため、利益相反の疑いを回避し、当社における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、当社取締役会における審議に参加しておらず、当社取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。</p>
--	--

(3) 【買付予定の上場株券等の数】

上場株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	22,000,000(株)	(株)	22,000,000(株)
合計	22,000,000(株)	(株)	22,000,000(株)

(注1) 本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数(22,000,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(22,000,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買取ることがあります。

5 【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。なお、応募の際にはご印鑑をご用意ください。

本公開買付けにおいては、オンライントレード(日興イーजीトレード)による応募の受付は行われません。

応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)に、応募株券等が記録されている必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を通じた応募の受付は行われません。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知(注1)を行っていただく必要があります。

外国の居住者である株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係は以下のとおりです。(注2)

日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。)第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。)第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がS M B C 日興証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がS M B C 日興証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。但し、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して公開買付期間の末日までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等(当社の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。)については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 本人確認書類の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が新規に口座を開設し常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類及び番号確認書類等が必要になります。有効期限の定めのあるものはその期限内のものを、定めのないもの(通知カードは除く。)は6ヶ月以内に作成されたものをご用意ください。本人確認書類及び番号確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

<個人>

A. 番号確認書類 (いずれか1点)	個人番号カード(両面)(1)	
	通知カード	
	住民票の写し(個人番号あり)(2)	
B. 本人確認書類 (写真あり1点又は写真なし2点)	写真あり	運転免許証(運転経歴証明書)
		在留カード
		特別永住者証明書
		パスポート(3)
		各種福祉手帳
	写真なし	各種健康保険証(4)
		公務員共済組合の組合員証(4)
		国民年金手帳
		印鑑証明書
		住民票の写し(2)

<法人>

A. 本人確認書類 (いずれか1点)	履歴事項全部証明書
	現在事項全部証明書
B. 番号確認書類 (いずれか1点)	法人番号指定通知書
	法人番号情報(5)
C. 口座開設取引担当者(代表者等)個人の本人確認書類 (いずれか1点)	運転免許証
	個人番号カード(表)
	各種健康保険証(4)
	公務員共済組合の組合員証(4)
	パスポート(3)

- (1) 番号確認書類として個人番号カードをご用意いただく場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。
(2) 住民票の写しなどは、発行者の印、発行日が記載されているページまで必要となります。
(3) パスポート公印(外務大臣印)が記載されているページまで必要となります。
(4) ご住所の記入漏れがないようご確認ください。
(5) 法人番号情報は、国税庁HPの「法人番号公表サイト」より法人番号が表示される画面を印刷してください。

<外国人株主等>

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

(注2) 税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店)

(3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

7 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	75,372,000,000
買付手数料(円)(b)	22,000,000
その他(円)(c)	4,000,000
合計(円)(a) + (b) + (c)	75,398,000,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、買付予定数(22,000,000株)に、1株当たりの買付価格(3,426円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額(円)
届出日の前日現在の預金等	普通預金	40,103,652,608
	譲渡性預金	75,000,000,000
	計	115,103,652,608

8 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

2019年9月30日(月曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の税務上の取扱いをご参照ください。

(4) 【上場株券等の返還方法】

後記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続される場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の申込みをされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

9 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数(22,000,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(22,000,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付け期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

(4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付け期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項及び令第14条の3の8により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方(外国人株主等の場合はその常任代理人)はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

当社は、マーフコーポレーションとの間で同社が所有する当社株式28,346,000株(所有割合34.92%)の一部である20,000,000株(所有割合24.64%)を本公開買付けに応募するとともに8,346,000株については応募しない旨の公開買付応募契約を締結しております。その内容については、前記「2 買付け等の目的」をご参照ください。

当社は、2019年8月6日付で公表した「連結子会社の会社分割(新設分割)、及び新設会社株式の譲渡に関する基本合意書の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、経営資源を遊技機関連事業に集中投入するという経営戦略を更に推進すべく、当社連結子会社である株式会社三共クリエイティブ(以下「SC社」といいます。)が運営するゴルフ場運営事業を新設分割により新設会社(以下「新設会社1」といいます。)に承継するとともにSC社が運営する不動産賃貸事業の一部を新設分割により新設会社(以下「新設会社2」といいます。)に承継し、分割会社であるSC社に割り当てられた新設会社2社の全株式を剰余金の配当として当社が交付を受けたうえで、新設会社1及び新設会社2の全株式を2019年10月1日付でマーフコーポレーションへ譲渡する旨の基本合意書の締結を決議しております。

当社は、2019年8月6日に「2020年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく当社の第1四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、当該公表内容をご参照ください。

2020年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)の概要

(2019年4月1日～2019年6月30日)

(イ)損益の状況(連結)

決算年月	2020年3月期 第1四半期連結累計期間
売上高	11,351百万円
売上原価	5,279百万円
販売費及び一般管理費	6,667百万円
営業外収益	441百万円
営業外費用	0百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	93百万円

(ロ)1株当たりの状況(連結)

決算年月	2020年3月期 第1四半期連結累計期間
1株当たり四半期純利益	1.16円
1株当たり配当額	円

第2 【公開買付者の状況】

1 【発行者の概要】

- (1) 【発行者の沿革】
- (2) 【発行者の目的及び事業の内容】
- (3) 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2 【経理の状況】

- (1) 【貸借対照表】
- (2) 【損益計算書】
- (3) 【株主資本等変動計算書】

3 【株価の状況】

金融商品取引所 名又は認可金融 商品取引業協会 名	東京証券取引所 市場第一部						
	2019年 2月	2019年 3月	2019年 4月	2019年 5月	2019年 6月	2019年 7月	2019年 8月
月別							
最高株価(円)	4,305	4,330	4,445	4,520	4,300	3,985	3,775
最低株価(円)	3,955	4,045	4,170	4,100	3,890	3,655	3,530

(注) 2019年8月については、8月6日までの株価です。

4 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

(1) 【発行者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第53期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月29日 関東財務局長に提出
事業年度 第54期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月28日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第55期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月13日 関東財務局長に提出予定

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社SANKYO
(東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。